

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年5月22日(水) 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局総務部長 後藤 一也

- 1 契約担当官等の官職及び氏名 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局総務部長 後藤 一也
- 2 競争入札に付する事項
 - (1) 調達件名 令和元年度観光競争力強化のための魅力的な景観創出検討業務
 - (2) 調達内容 入札説明書による。
 - (3) 履行期間 契約締結日 ~ 令和2年3月25日
 - (4) 履行場所 入札説明書による。
 - (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に令和元年9月30日までに行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等については当該金額の8%に相当する額を、同年10月1日以降に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等については10%に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をそれぞれ加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の令和元年9月30日までに行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等については当該金額の108分の100に相当する金額を、同年10月1日以降に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等については110分の100に相当する金額の合計額を入札書に記載すること。
 - (6) 電子入札システムの利用 本案件は電子入札システム対象調達案件である。なお、電子入札システムによりがたい者は、入札説明書に従い、発注者の承諾を得た者に限り、紙入札とすることができる。
- 3 競争参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 平成31・32年度沖縄総合事務局における競争参加資格審査において、業務種別が「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を開札時までに行っていること。
 - (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 入札説明書及び仕様書等の条件を満たしている者であること。
- 4 入札説明書等の交付期限及び場所
 - (1) 交付期限 令和元年6月5日(水) 午後5時00分
 - (2) 交付場所 入札説明書等は、電子入札システムにより交付する。ただし、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、以下にて交付する。

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館7階
沖縄総合事務局 総務部会計課 支出負担行為第一係 外間
TEL:098-866-0031(内81339) FAX:098-860-1025 E-mail:kaikei-futan01@ogb.cao.go.jp
- 5 技術等審査委員会(応札者によるプレゼンテーションを行う)
 - (1) 日時 技術提案書の受領期限後に提出した応札者と別途調整する。
場所 沖縄総合事務局会議室(別途調整する)
- 6 入札書の提出期限等
 - (1) 提出期限 令和元年6月24日(月) 午後5時00分
 - (2) 開札日時 令和元年6月25日(火) 午後2時00分
 - (3) 開札場所 沖縄総合事務局7階入札室
- 7 入札保証金及び契約保証金 免除。
- 8 入札の無効 本公告の示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、総合評価落札方式(加算方式)により決定する。ただし、予算決算及び会計令第85条の基準が適用となる場合、調査基準価格を下回って入札した者は、落札業者とならない場合があり、また、契約担当官等は入札の結果を保留する場合がある。この場合、予算決算及び会計令第86条第1項に基づく調査を実施することとなるため、調査の対象となる入札参加者は、当局の行うヒアリング等の調査に協力しなければならない。
- 10 契約書作成の要否 別添「沖縄総合事務局内閣府所管調査委託要綱」に基づき、委託契約書を作成するものとする。
- 11 その他 詳細は入札説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

「令和元年度観光競争力強化のための魅力的な景観創出検討業務」に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和元年 5 月 22 日

沖縄総合事務局長 能登 靖

◎ 調達機関番号 007 ◎ 所在地番号 47

1. 業務概要

- 1) 業務名 令和元年度観光競争力強化のための魅力的な景観創出検討業務
(電子入札対象案件)
- 2) 業務内容
 1. 計画・準備
 2. 適正な植栽管理手法の検討
 3. 民間主体型維持管理の運用に向けた検討
 4. 植物管理の適正化・効率化に係る検証のためのモニタリング調査
 5. 既存植栽再構築計画の活用に向けた検討
 6. 植栽撤去の試験施工
 7. 既設試行箇所（国道 332 号・国道 58 号恩納交差点付近）における植栽管理
- 3) 履行期限 令和 2 年 3 月 25 日

2. 申請の時期

令和元年 5 月 22 日から令和元年 5 月 29 日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

3. 申請の方法

- 1) 申請書の入手方法
「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、令和元年 5 月 22 日から沖縄総合事務局総務部会計課管理第二係において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
- 2) 申請書の提出方法
申請者は、申請書に「令和元年度観光競争力強化のための魅力的な景観創出検討業務」（4.4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所：〒900-0006	沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 沖縄総合事務局総務部会計課 管理第二係 電話 098-866-0031（内線）81324, 81321
----------------	--

- 3) 申請書等の作成に用いる言語
申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4. 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月24日付け内閣府沖縄総合事務局長公示。以下「平成30年10月24日付け公示」という。）6（測量・建設コンサルタント等業務）の（1）から（4）までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 沖縄総合事務局における平成31・32年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の定期受付に係る申請を行っていること。なお、開札時まで上記、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない。
- ③ 沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
- ④ 平成30年10月24日付け公示5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、「令和元年度観光競争力強化のための魅力的な景観創出検討業務」において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、「令和元年度観光競争力強化のための魅力的な景観創出検討業務」において明らかであること。

3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、「令和元年度観光競争力強化のための魅力的な景観創出検討業務」において明らかであること。

4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成22年10月13日付け府総会計第935号）の別紙1に示された「令和元年度観光競争力強化のための魅力的な景観創出検討業務」によるものであること。

5. 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の扱い

4.1)②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4.1)②の認定を受けていない構成員が4.1)②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4.1)②の認定を受けていない構成員が、開札時まで4.1)②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6. 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7. 資格の有効期間

6.の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8. その他

- 1) 設計共同体の名称は、「令和元年度観光競争力強化のための魅力的な景観創出検討業務△△・××設計共同体」とする。
- 2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に於いて、設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。